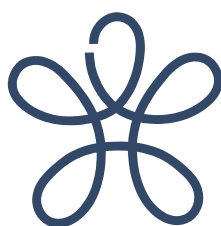


大学院法学研究科 履修要項

2025

令和 7 年度



近畿大学

大 学 院 履 修 要 項

目 次

令和7年度 近畿大学学年暦	1
沿 革	2
近畿大学および法学研究科における人材育成に関する目的等	4
法学研究科の三つのポリシー	5
近畿大学大学院学則	8
近畿大学学位規程	16
I 大学院の学習について	22
1. 履修方法・授業科目・担当教員・主要講義項目・研究内容	22
(1) 法学専攻 博士前期課程	22
(2) 法学専攻 博士後期課程	24
2. 学位取得・課程修了に至るまでの指導の方法について	26
3. 授業時間について	27
4. 履修登録について	27
5. 履修科目の単位認定について	27
6. 成績について	27
7. 課程の修了について	27
II 博士前期課程より博士後期課程に進む場合について	28
III 学籍関係の概略	28
1. 学籍番号	28
2. 身上異動届について	28
3. 退学・休学・再入学・除籍・復学について	28
IV 学位論文の作成について	28
V 資格取得	32
VI 取得できる教育職員免許状の種類と履修方法（法学研究科博士前期課程）	32
VII 近畿大学大学院研究生規程	33
VIII 奨学金・教育ローンについて	34

令和7年度 近畿大学学年暦（大学院）

4月 1日(火)	令和7年度 年度始め
4月 2日(水)	入学式（東大阪キャンパス・農学・医学・生物理工学）
4月 3日(木)	産業理工学研究科入学式
4月 4日(金)	システム工学研究科入学式
4月 上旬	令和7年度 履修指導および履修登録 ※ 履修登録期間は各研究科毎に設定
4月 7日(月)	前期授業開始 ※
7月 5日(土)	令和8年度 博士前期・修士課程 学内推薦入学選考
8月 5日(火)	前期授業終了（試験期間を含む）※
8月 6日(水) } 9月11日(木)	夏期休暇 ※
9月12日(金)	後期授業開始 ※
9月13日(土)	令和8年度 博士前期・修士課程 入学選考 令和8年度 博士後期・博士課程 入学選考 (法学・経済学・医学研究科を除く研究科実施)
11月 上旬	大学祭(休講) ※
11月 5日(水)	大学創立記念日
12月22日(月)	年内授業終了 ※
12月23日(火) } 1月 7日(水)	冬期休暇 ※
1月 8日(木)	授業再開 ※
1月10日(土)	令和8年度 博士課程 入学選考【薬学研究科（薬学専攻）・医学研究科のみ】
2月21日(土)	令和8年度 博士前期・修士課程 入学選考 令和8年度 博士後期・博士課程 入学選考
3月19日(木)	学位記授与式(東大阪キャンパス)

※東大阪キャンパスについて記載

沿 革〔大学院関係〕

大正	14 年	大阪専門学校設立
昭和	18 年	大阪理工科大学設立
	24 年	新学制により大阪理工科大学、大阪専門学校を合併し、近畿大学設立
	26 年	財団法人近畿大学を学校法人近畿大学に名称変更
	27 年	大学院商学研究科、化学研究科修士課程設置
	45 年	大学院工学研究科（応用化学、機械工学、土木工学、建築学、電子工学）修士課程、法学研究科（法律学）修士課程、商学研究科（商学）博士課程設置
	47 年	大学院工学研究科（応用化学、機械工学、土木工学、電子工学）、化学研究科（化学）、法学研究科（法律学）各博士課程設置
	55 年	大学院医学研究科（生理学系、病理学系、社会医学系、内科学系、外科学系）博士課程、薬学研究科（薬学）修士課程設置
	60 年	大学院薬学研究科（薬学）博士課程、農学研究科（農学、農芸化学）修士課程設置
	61 年	大学院農学研究科（水産学）修士課程設置
平成	元 年	大学院農学研究科（農学、水産学、農芸化学）博士課程、経済学研究科（経済学）修士課程設置
	3 年	大学院経済学研究科（経済学）博士課程設置
	4 年	大学院産業技術研究科（物質工学、電子情報工学）修士課程設置
	6 年	大学院文芸学研究科（日本文学、英米文学、国際文化）、工業技術研究科（物質化学、建築学）、産業技術研究科（造形学、経営工学）各修士課程、産業技術研究科（物質工学、電子情報工学）博士課程設置
	8 年	大学院工業技術研究科（システム制御専攻、生産システム専攻）修士課程、（物質化学専攻）博士課程、産業技術研究科（造形学専攻、経営工学専攻）博士課程設置
	9 年	大学院生物理工学研究科（生物工学専攻、電子システム情報工学専攻、機械制御工学専攻）修士課程設置
	10 年	大学院工業技術研究科（システム設計工学）博士後期課程設置
	11 年	大学院総合理工学研究科（理学専攻、物質系工学専攻、メカニクス系工学専攻、エレクトロニクス系工学専攻、環境系工学専攻）博士前期課程、後期課程、農学研究科（国際資源管理学専攻）修士課程、生物理工学研究科（生物工学専攻、電子システム情報工学専攻）博士後期課程設置
		大学院化学研究科、工学研究科学生募集停止
		大学院農学研究科農芸化学専攻を応用生命化学専攻に名称変更
	15 年	大学院文芸学研究科英米文学専攻を英語英米文学専攻に名称変更
	16 年	法科大学院開設
		大学院総合理工学研究科に東大阪モノづくり専攻修士課程設置
	17 年	大学院農学研究科改組により、農業生産科学専攻、水産学専攻、応用生命化学専攻、環境管理学、バイオサイエンス専攻設置
		大学院工業技術研究科改組により、システム工学研究科（システム工学専攻）博士前期課程、後期課程設置

20 年	大学院総合理工学研究科に東大阪モノづくり専攻博士後期課程設置 大学院医学研究科改組により医学系専攻設置
22 年	大学院薬学研究科薬科学専攻修士課程設置
24 年	大学院薬学研究科薬科学専攻博士後期課程、薬学専攻博士課程設置
25 年	大学院産業理工学研究科修士課程設置（産業技術研究科から改組）
26 年	大学院総合文化研究科修士課程設置（文芸学研究科から改組） 大学院生物理工学研究科電子システム情報工学専攻、機械制御工学専攻から生 体システム工学専攻へ改組
27 年	大学院総合理工学研究科建築デザイン専攻修士課程設置 大学院産業理工学研究科博士後期課程設置（産業技術研究科から改組）
28 年	大学院生物理工学研究科生体システム工学専攻博士後期課程設置
30 年	法科大学院学生募集停止
令和 3 年	法科大学院廃止
令和 5 年	実学社会起業イノベーション学位プログラム設置

近畿大学および法学研究科における人材育成に関する目的等

【近畿大学学園の「建学の精神」と「教育の目的」】

近畿大学学園は、「実学教育と人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育の目的として掲げています。

この建学の精神と教育の目的に基づいて、「広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人材を育成」して、社会に送り出すことに全力で取り組んでいます。

本学の各学部・大学院及び各学校は、それぞれの人材育成目標に沿って、特色あるカリキュラムを用意し、充実した教授陣が、質の高い教育を提供しています。

学生の皆さんには、上記の建学精神と教育の目的を理解いただき、本学園で、本当に優れた友人・先輩・教員や夢中になれる学問に出会い、美しいものに打たれ、豊かな教養と専門的知識を身につけ、各人固有の才能を見出し、自分に最もふさわしい将来設計をされることを願っています。

【法学研究科の教育・研究の目的について】

現代の法学及び政治学の分野においては、その根底に横たわる重要問題や最先端の内容を教授・研究し、幅広い基盤的な専門知識・考え方を修得するとともに、各研究分野における応用力を身につけ、国際社会、国家または地域社会の発展に向けて、実際に指導的な役割を果たし得る多種多様な専門家を養成が望まれます。

そこで法学研究科では、近畿大学の教育目標のもと、法学及び政治学の各分野における高度な専門能力を養成し、現代社会の法的政治的諸問題を解決していくための専門的な活動を行うことができる能力を涵養することを目的として、密度の高い内容のカリキュラムを組んでいます。このカリキュラムでは、専攻分野の学識を深め、さらに各分野の学識を、理論的・実証的研究によって深める研究活動を可能にします。そして、養成された人材は、法学及び政治学の各分野において専攻する分野における自立した研究者として、または社会及び時代のニーズに適合した高度の専門性を必要とする職業人（実務家）や、次世代の法学教育を担いうる人材として活躍することが期待されます。

法学研究科の三つのポリシー

<ディプロマポリシー（学位授与の方針）>

博士前期課程

法学研究科は近畿大学の教育目標のもと、社会の持続的な発展に寄与し得る、豊かな教養と深い学識を有し、強い責任感と高い倫理性を持って現代社会の法的政治的諸問題を解決していくための専門的な活動を行うことができる者の育成を目指し、次に掲げる水準に達したと認められる者に対して修了を認定し、修士（法学）の学位を授与します。

1. [問題解決能力] 豊かな教養と法学・政治学の専門知識に基づき、法を解釈・適用する能力や政策を検討する能力を身につけ、現代社会の法的政治的諸問題について解決案を提示できること。
2. [基礎的な論文作成能力] 自由な発想に基づき学術的に有意義な課題を自ら設定でき、法学・政治学に関する文献等の十分な調査・読解能力を有し、論文の書き方についての基本的知識を踏まえて実践できること。
3. [専門的知見の社会への還元] 高度専門職業人として多種多様な人と協働し、法学・政治学の専門的知見を活かして社会において指導的役割を果たすとともに、自らの知識・経験を広く地球市民社会に還元する能力を有していること。
4. [研究倫理] 研究に対して責任感と倫理性を有するとともに、著作権等にかかる法令を遵守し人権に配慮して研究を行えること。

以上の資質・能力を有するとともに、法学研究科博士前期課程に原則として2年以上在学し、教育方針に沿って設定した科目を履修した上で、所定の単位を修得し、かつ、修士論文の審査及び所定の試験に合格した者に修士（法学）の学位を授与します。なお、学位論文審査においては別途審査基準（ルーブリック）を設け、履修要項等に明示しています。

博士後期課程

法学研究科は近畿大学の教育目標のもと、社会の持続的な発展に寄与し得る、豊かな教養と深い学識を有し、強い責任感と高い倫理性を持って現代社会の法的政治的諸問題を解決していくための高度に専門的な活動を行うことができる者の育成を目指し、次に掲げる水準に達したと認められる者に対して修了を認定し、博士（法学）の学位を授与します。

1. [専門職としての問題解決能力] 経験科学の学識を踏まえて社会の現状を的確に把握して問題を発見し、法学及び政治学等の専門知識に基づいて原因を根本に立ち返って分析し、長期的構造的視点をもって将来の見通しを立てた上で、法を解釈・適用する能力または政策立案能力を発揮して問題の解決案を提示できること。
2. [研究遂行能力] 国内外の法学及び政治学に関する学術論文等を正確に読解して先行研究の的確な把握を行った上で、自ら独創性・新規性のある課題を設定でき、その調査・研究を行うために最も適切な方法を選択し、計画性をもって研究を遂行することができる能力を有していること。
3. [論文作成能力] 研究成果を論文として公表して学術的な貢献をなすことができること、また論文の書き方についても習熟していること。
4. [研究評価能力] 専門分野における最新の知見を獲得し、現在行われている様々な研究手法を理解し、その研究手法の限界を知るとともに、専門分野の検証をなし、あるいは結果を効果的に説明し、もって他の研究成果を的確に評価できる能力を有していること。
5. [専門職としての社会貢献] 高度専門職業人として豊かな教養と深い学識・国際性を備え、常に広い視野・自由な発想・批判的精神を発揮できるように自らを律するとともに、多種多様な交流を通じて法及び政治・行政にかかわる実務の発展に寄与する能力を有していること。
6. [研究倫理] 研究に対して強い責任感と高い倫理性を有するとともに、著作権等にかかる法令を

遵守し人権に配慮して研究を行えること。

以上の資質・能力を有するとともに、法学研究科博士後期課程に3年以上在学し、教育方針に沿って設定した科目を履修した上で、所定の単位を修得し、かつ、博士論文の審査及び所定の試験に合格した者に博士（法学）の学位を授与します。なお、学位論文審査においては別途審査基準（ループリック）を設け、履修要項等に明示しています。

＜カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）＞

博士前期課程

法学研究科は近畿大学の教育目標のもと、博士前期課程のディプロマポリシーに基づき、法学及び政治学の各分野における高度な専門能力を養成し、現代社会の法的政治的諸問題を解決していくための専門的な活動を行うことができる能力を涵養することを目的として、別に定める履修モデルに基づき密度の高い内容のカリキュラムを組んでいます。博士前期課程のカリキュラムは、次のような方針のもとに編成しています。

1. 学部等における学修の成果を基礎として、現代社会における専門家の養成に対応できるように、「研究倫理」、基礎的な方法論（「リーガル・リサーチ」や「方法論」科目群）、基盤的な専門知識（「特論」科目群）や先端的な専門知識（「研究」科目群）及び関連する実務的専門知識（「特別講義」科目群）を修得させること。
2. 専修する分野に「演習」を設け、修士論文の作成に関して、専修分野の教員（指導教員）が個別的な指導を行うこと。また副指導教員を置き、複数の教員による指導体制をもって学生の学修を支援すること。このような修士論文の作成指導を通じて、専修分野における卓越した研究能力を涵養するとともに責任感と倫理性を具えた研究ができるように育てること。
3. 「演習」はもちろんのこと、すべての授業において徹底した少人数教育が実施できるような教育課程を編成すること。
4. 本学が総合大学であることのメリットを活かし、他研究科と協同して各研究科を横断する「教育プログラム」を設け、法学の隣接分野をはじめ自然科学分野に至るまで幅広い科目を履修できるようにし、広い視野を持った高度専門職業人の育成をすること。

以上のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーに学修成果として定めた資質・能力との関連は、別紙カリキュラムマップで示しています。

博士後期課程

法学研究科は近畿大学の教育目標のもと、博士後期課程のディプロマポリシーに基づき、法学及び政治学の各分野における高度な専門能力を養成し、自立して研究活動を行うことができる能力を涵養することを目的として、密度の高い内容のカリキュラムを組んでいます。博士後期課程のカリキュラムは、次のような方針のもとに編成しています。

1. 博士前期課程における学修の成果を基礎として、多様化しかつ高度に発展した現代社会における高度専門職業人や自立した研究者の養成に対応できるように、「研究倫理」や研究の方法論（「リーガル・リサーチ」や「方法論」科目群）、根底的な専門知識や最先端の専門知識（「特殊研究」科目群）を修得させること。
2. 専修する分野に3年間に亘る「演習」を設け、博士論文の作成に向けて、専修分野の教員（指導教員）が集中的かつきめ細かな指導を行うこと。そして、博士論文の作成を通じて、専修分野における自律的研究ができる能力を涵養するとともに、強い責任感と高い倫理性を具えた研究ができるように育てること。
3. 法学研究科・法学部内の教員研究会や全学的な催しとして行われる「院生サミット」等において

研究成果を発表する機会を与えるとともに、その際に専攻分野以外の教員が集团的に指導することによって、博士論文の作成を多角的に支援すること。

以上のカリキュラムポリシーとディプロマポリシーに学修成果として定めた資質・能力との連関は、別紙カリキュラムマップで示しています。

<アドミッションポリシー（入学者受入れ方針）>

本研究科の教育目的は、近畿大学の建学の精神である実学教育と人格の陶冶を踏まえて、法学及び政治学の分野において、その根底に横たわる重要問題や最先端の内容を教授・研究し、学生に修士（法学）や博士（法学）にふさわしい幅広い基盤的な専門知識・考え方を修得させるとともに、専攻する各研究分野における応用力を身につけさせ、国際社会、国家または地域社会の発展に向けて、実際に指導的な役割を果たし得る多種多様な専門家を養成することにあります。したがって、具体的には以下のような人の入学を希望します。

博士前期課程

1. 現代社会における諸問題を解決するため、法学・政治学の観点からさらに研究を深めようとする人。
2. 法学・政治学に関連する資格を取得し、それを通じて有意義な社会活動に取り組もうとする人。
3. 法学・政治学についてさらに研究を深め、社会人としての活動にその研究において培った能力を生かそうとする人。

本研究科の入学選考では上記の人材を選抜するために、学内推薦入学選考（7月）、学内入学選考（9月、2月）、一般入学選考（9月、2月）及び社会人入学選考（9月、2月）を実施し、入学者各自の適性及び経験に応じた入学選考を選択できるようにし、選考にあたっては筆記試験・口頭試問等を行い総合的に判断しています。

博士後期課程

1. 法学・政治学の各専攻分野において自立した研究者として独創的な研究を行おうと意欲する人。
2. 国内・国外の多様な方面で、法学・政治学に関する高度な専門性が求められる分野で活躍しようとする人。
3. 法学・政治学の専門性を踏まえて、高度に複雑な現代社会における問題を発見し、その解決案を提示して、その成果を社会人としての活動に活かそうとする人。

本研究科の入学選考では上記の人材を選抜するために、一般入学選考（2月）及び社会人入学選考（2月）を実施し、入学者各自の専門的学識・修士論文等に加えて適性及び経験に応じた入学選考を選択できるようにし、選考にあたっては筆記試験・口頭試問等を行い総合的に判断しています。

近畿大学大学院学則【抜粋】

昭和27年4月1日

最終改正:令和7年4月1日

詳細はホームページにて公開します

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院は建学の精神に沿った教育理念を実践するため、研究科（法学研究科、商学研究科、経済学研究科及びシステム工学研究科を連係協力研究科とする研究科等連係課程実施基本組織である実学社会起業イノベーション学位プログラムを含む。以下同じ。）、専攻ごとに人材の養成に関する目的及びその他教育・研究上の具体的な目的を別記のとおり定めるものとする。

(課程)

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程をおく。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 博士課程は、前期課程と後期課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、その前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。ただし、医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻においては、前期、後期に区分しない。

(研究科・専攻)

第4条 本大学院に次の研究科・専攻をおく。

法学研究科 法律学専攻

商学研究科 商学専攻

経済学研究科 経済学専攻

総合理工学研究科 理学専攻 物質系工学専攻 メカニックス系工学専攻 エレクトロニクス系工学専攻 環境系工学専攻 建築デザイン専攻 東大阪モノづくり専攻

薬学研究科 薬学専攻 薬科学専攻

総合文化研究科 日本文学専攻 英語英米文学専攻 文化・社会学専攻 心理学専攻 ただし、修士課程とする。

農学研究科 農業生産科学専攻 水産学専攻 応用生命化学専攻 環境管理学専攻 バイオサイエンス専攻

生物理工学研究科 生物工学専攻 生体システム工学専攻

システム工学研究科 システム工学専攻

産業理工学研究科 産業理工学専攻

医学研究科 医学系専攻

実学社会起業イノベーション学位プログラム

(修業年限)

第5条 本大学院の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とし、前期課程（以下「博士前期課程」という。）の標準修業年限は2年、後期課程（以下「博士後期課程」という。）の標準修業年限は、3年とする。

3 前項の規定にかかわらず、医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学生が職業を有しているなどの事情がある場合には、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を

申し出たときは、研究科委員会（学位プログラム委員会を含む。以下同じ。）の議を経て、学長は、その計画的な履修を認めることができる。

第2章 教育課程

（教育方法）

第7条 本大学院の教育は授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（履修方法）

第8条 各研究科における授業科目、単位数及び履修方法は、別表(1)のとおりとする。

（単位基準）

第9条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮するものとする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育研究上必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(1) 講義及び演習等についての授業科目は、原則として15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実験的・臨床的研究等についての授業科目は、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は研究のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、第1号及び第2号に規定する基準を考慮して定める。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、その学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目を開設する場合には、これらに必要な学修等を考慮して、その単位数を別に定めることができる。

（専修科目）

第10条 各研究科の選択必修の授業科目の中から選定した1科目をその学生の専修科目とする。ただし、農学研究科においては、専攻分野の中から選定した1分野の授業科目を、また医学研究科においては専攻分野の中から選定した1分野の選択必修科目をその学生の専修科目とする。

（指導教員）

第11条 専修科目を担当する教員をその学生の指導教員とする。

2 学生は、指導教員の研究指導並びに授業科目の選択等研究一般に関する指導を受けなければならない。

（他の大学院における授業科目の履修）

第12条 各研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、15単位を超えない範囲で、現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 各研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等と予め協議のうえ、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程又は博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（本大学院の他の研究科における授業科目の履修）

第12条の2 各研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、本大学院の他の研究科の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、現に在籍している課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。単位認定の上限は別途定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第12条の3 各研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について履修した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、現に在籍している課程に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得した単位は、現に在籍している課程において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

3 第1項、第12条第2項又は第12条の2第2項の定めにより修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

（教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程）

第13条 本大学院において、教育職員免許状を取得しようとする者は、各研究科配当の関係科目の中から教育職員免許法及び同施行規則に定める必要な単位数を修得しなければならない。ただし、一種免許状の取得資格を有する者に限る。

第14条 本大学院において、取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

研究科	専攻	免許状の種類	
法学研究科	法律学専攻	高等学校専修	公民
商学研究科	商学専攻	高等学校専修	商業
経済学研究科	経済学専攻	高等学校専修	地理歴史
		高等学校専修	公民
		高等学校専修	商業
総合理工学研究科	理学専攻	中学校専修	数学
	物質系工学専攻	高等学校専修	数学
		中学校専修	理科
		高等学校専修	理科
		中学校専修	理科
		高等学校専修	理科
		高等学校専修	工業
		高等学校専修	工業
総合文化研究科	日本文学専攻	中学校専修	国語
	英語英米文学専攻	高等学校専修	国語
		中学校専修	英語
	文化・社会学専攻	高等学校専修	英語
		中学校専修	社会
		高等学校専修	地理歴史
		高等学校専修	公民
	心理学専攻	高等学校専修	公民
農学研究科	農業生産科学専攻	高等学校専修	農業
	水産学専攻	高等学校専修	水産
	応用生命化学専攻	中学校専修	理科
		高等学校専修	理科
	環境管理学専攻	高等学校専修	農業
	バイオサイエンス専攻	中学校専修	理科
		高等学校専修	理科
生物理工学研究科	生物工学専攻	中学校専修	理科
		高等学校専修	理科
	生体システム工学専攻	中学校専修	数学
		高等学校専修	数学

システム工学研究科	システム工学専攻	中学校専修	理科
		高等学校専修	理科
		中学校専修	技術
		高等学校専修	工業
		高等学校専修	情報
産業理工学研究科	産業理工学専攻	高等学校専修	工業

第3章 試験及び課程の修了

(試験)

第15条 大学院における正規の授業を受けて、所定の授業科目を履修した者に対しては、学期末又は学年末に試験を行う。ただし、研究報告の提出をもってこれに代えることができる。

(成績・単位)

第16条 試験の成績は優・良・可及び不可で示し、可以上を合格とする。ただし、演習及び実験については、「合格」をもって示すことがある。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(課程の修了)

第17条 修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者をもって修士課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第2条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合、前項に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査

3 博士後期課程に3年以上(医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻博士課程においては4年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって博士課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に3年(修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上、また医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻にあつては、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、本学則第36条第1項第4号の規定により、大学院への入学資格に関し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻にあつては、この規定は適用しない。

(最長在学年数)

第18条 本大学院における最長在学年数は、修士課程及び博士前期課程においては4年、博士後期課程においては6年とする。医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻博士課程においては8年とする。

第4章 学位及びその授与

(修士の学位)

第19条 修士の学位は、修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

2 修士の学位は、その修了した研究科に応じて次のとおり区分する。

法学研究科	修士（法学）	（近畿大学）
商学研究科	修士（商学）	（近畿大学）
経済学研究科	修士（経済学）	（近畿大学）
総合理工学研究科	修士（理学）	（近畿大学）
	修士（工学）	（近畿大学）
	修士（建築学）	（近畿大学）
薬学研究科	修士（薬科学）	（近畿大学）
総合文化研究科	修士（文学）	（近畿大学）
	修士（文化学）	（近畿大学）
	修士（社会学）	（近畿大学）
	修士（心理学）	（近畿大学）
	修士（農学）	（近畿大学）
農学研究科	修士（農学）	（近畿大学）
生物理工学研究科	修士（工学）	（近畿大学）
システム理工学研究科	修士（工学）	（近畿大学）
産業理工学研究科	修士（工学）	（近畿大学）
実学社会起業イノベーション学 位プログラム	修士（学術）	（近畿大学）
（博士の学位）		

第20条 博士の学位は、博士後期課程（医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻においては博士課程）を修了した者に授与する。

法学研究科	博士（法学）	（近畿大学）
商学研究科	博士（商学）	（近畿大学）
経済学研究科	博士（経済学）	（近畿大学）
総合理工学研究科	博士（理学）	（近畿大学）
	博士（工学）	（近畿大学）
薬学研究科	博士（薬学）	（近畿大学）
	博士（薬科学）	（近畿大学）
農学研究科	博士（農学）	（近畿大学）
生物理工学研究科	博士（工学）	（近畿大学）
システム理工学研究科	博士（工学）	（近畿大学）
産業理工学研究科	博士（工学）	（近畿大学）
医学研究科	博士（医学）	（近畿大学）

第21条 前条第1項に定めるもののほか、本大学院の博士課程を経ずして博士の学位を得ようとする者について、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認されたとき博士の学位を授与する。

（論文審査）

第22条 修士の学位論文又は特定の課題についての研究成果は、在学期間中に提出し、審査を終了するものとする。

2 博士の学位又は特定の課題についての研究成果は、本大学院において論文又は特定の成果課題を受理した後、1年以内に審査を終了するものとする。

第23条 学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査は、専修科目及びこれに関連のある科目の教員によってこれを行う。ただし、必要がある場合は他の審査委員（本学他研究科教員、他大学教員等学外審査委員を含む）を加えることができる。

2 最終試験は学位論文又は特定の課題についての研究成果を中心にして、これに関連ある学科目について行う。

3 学位授与は、学長がこれを行う。

（学位規程）

第24条 学位及びその授与については、本章のほか近畿大学学位規程に定める。

第5章 教員組織及び運営機構（省略）

第6章 学年・学期及び休業日

（学年・学期）

第32条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年は、これを2期に分け、4月1日から9月20日までを前期とし、9月21日から翌年3月31日までを後期とする。

3 学長は、前項の後期開始日を変更することができる。なお、後期開始日を変更した場合は、その前日をもって前期の終了とする。

（休業日）

第33条 休業日は、次のとおりとする。

（1）日曜日・国民の祝日・本学創立記念日（11月5日）

（2）春期休暇 3月20日から4月9日まで

（3）夏期休暇 7月21日から9月20日まで

（4）冬期休暇 12月21日から翌年1月9日まで

2 学長は、前項各号に規定する休業日を変更し、又は臨時休業の日を定めることができる。

第7章 入学・転学・休学・退学・除籍・復学・再入学及び復籍

（入学）

第34条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、教育上有益と認めるときは、9月に入学を認めることができる。

（入学資格）

第35条 修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

（1）大学を卒業した者

（2）大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

（3）外国において学校教育における16年の課程を修了した者

（4）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

（5）我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（6）専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（7）文部科学大臣の指定した者

（8）本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者

（9）本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 医学研究科並びに薬学研究科薬学専攻博士課程に入学することのできる者は次の各号の一に該当するものとする。

（1）大学の医学・歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者

（2）外国において学校教育における18年の課程を修了した者

（3）文部科学大臣の指定した者

（4）本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で24才に達した者

（5）本大学院において第1号に定める課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第36条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24才に達した者
- (8) 大学を卒業した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
(入学・進学試験)

第37条 本大学院に所定の手続きを経て出願した者のうち、本大学院が行う入学試験に合格した者に対して入学を許可する。

2 本大学院博士前期課程修了者が博士後期課程に進学を志願するときは、前項に準じ進学試験を行う。

(入学手続)

第38条 入学を許可された者は、指定された期日までに別表(2)に定める入学金及び授業料並びに係諸会費を納入するとともに、学生規程に定める手続に従い入学手続を完了しなければならない。

(休学)

第39条 病気その他やむを得ない理由で3ヵ月以上就学できないときは、その事実を証明する書類を添えて願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、休学を許可された日から当該学期末又は当該年度末までとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き休学を許可することができる。

3 休学できる期間は、連続して2年以内、通算して修業年限以内とする。

4 休学中の期間は、在学年数に算入しない。

5 休学中は、別に定める在籍料を納入しなければならない。

(復学)

第40条 休学者が休学の理由がやんだときは、復学を願い出てその許可を得て復学することができる。

(退学)

第41条 本大学院を退学しようとする者は、退学届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りでない。

(除籍)

第41条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 第18条に定める最長在学年数を超えた者
- (2) 第39条第2項に定める休学を許可された期間を超えてなお復学又は退学しない者
- (3) 学費の納入を怠り、督促を受けても納入しない者
- (4) 新生で学生証の交付手続きを行わない者、その他本大学において修学する意思がないと認められる者
- (5) 1年間以上にわたり行方不明の者

(再入学)

第42条 本学則第41条の規定によって退学した者が、退学した年度から起算して翌年度又は翌々年度の3月1日から3月7日までに再入学を願い出たときは、学年の始めに限り審査のうえ、許可することがある。

2 本学則第41条の規定によって退学した者のうち、標準修業年限を在学するとともに所定の単位を

修得していた者が、博士論文の提出を目的として再入学を願い出たときは、審査のうえ、許可することがある。ただし、退学の日から3年以内に願い出た者に限る。

3 再入学後の在学年限は、退学前の在学年数を通算して本学則第18条に規定する最長在学年数を超えることができない。

(復籍)

第42条の2 学費未納による除籍者については、別に定めるところにより審査のうえ、復籍を許可することがある。

(転学)

第43条 本大学院から他の大学院に転学しようとする者は、理由を付して、願い出て許可を得なければならない。

(強制休学)

第44条 校医が健康上の理由により修学が不適当と認めた学生に対しては、休学を命ずることがある。

第8章 学費等

(学費等)

第45条 入学金及び授業料並びに入学検定料の額は、別表(2)のとおりである。

(授業料等の納付)

第46条 授業料及び関係諸会費(以下「授業料等」という。)は、毎学期始め所定の期日までに納付しなければならない。ただし、事情によって別に定めるところによりこれを分納することができる。

2 学期の途中で退学した者又は除籍された者も、当該期分の授業料等を納入しなければならない。

(学費納入要項)

第47条 学費等については、この学則に定めるほか、別に定める学費納入要項による。

第9章 賞罰

(表彰)

第48条 品行方正、学力優秀な者又は奇特の行為のあった者に対しては、これを表彰することがある。

(懲戒)

第49条 学則その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱し、又は性行不良その他学生の本分にもとる行為のあった者に対しては、懲戒として情状により譴責、停学又は退学の処分を行う。

2 次の各号の一に該当する者には退学を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込がないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第49条の2 前2条の表彰及び懲戒は、必要に応じ賞罰委員会又は大学協議会で審議するものとする。

2 賞罰委員会に関する事項は、別に定める。

附 則

この学則の改正は、令和7年4月1日から施行する。

第10章 委託生・科目等履修生・研究生及び外国人留学生(省略)

第11章 奨学生(省略)

第12章 研究及び厚生施設(省略)

第13章 雑則(省略)

別表(省略)

別記(省略)

近畿大学学位規程【抜粋】

昭和45年4月1日
最終改正:令和7年4月1日
詳細はホームページにて公開します

第1章 総則
(制定)
第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、本学の学位に関する事項を定めたものである。

(学位の種類)
第2条 本学において授与する学位は、次のとおりとする。

(修士及び博士)		
法学研究科	修士（法学）	博士（法学）
商学研究科	修士（商学）	博士（商学）
経済学研究科	修士（経済学）	博士（経済学）
総合理工学研究科	修士（理学）	博士（理学）
	修士（工学）	博士（工学）
	修士（建築学）	
薬学研究科	修士（薬科学）	博士（薬学）
		博士（薬科学）
総合文化研究科	修士（文学）	
	修士（文化学）	
	修士（社会学）	
	修士（心理学）	
農学研究科	修士（農学）	博士（農学）
生物理工学研究科	修士（工学）	博士（工学）
システム理工学研究科	修士（工学）	博士（工学）
産業理工学研究科	修士（工学）	博士（工学）
医学研究科		博士（医学）
実学社会起業イノベーション学位プログラム	修士（学術）	

(修士の学位授与の要件)
第4条 修士の学位は、本大学院修士課程又は博士前期課程に2年以上（近畿大学大学院学則第17条ただし書きの適用を受けることが認められた者は1年以上）在学し、正規の授業を受け、各研究科において定められた単位数（別表1）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して大学院委員会の議を経て学長がこれを授与する。ただし、前項の場合において、当該博士課程の前期課程又は修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

(博士の学位授与の要件)
第5条 博士の学位は、本大学院博士後期課程に3年以上（医学研究科博士課程及び薬学研究科薬学専攻博士課程において原則として4年以上）在学し、正規の授業を受け、各研究科において定められた単位数（別表1）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対して大学院委員会の議を経て学長がこれを授与する。
2 前項の定めるもののほか、博士の学位は、所定の学位論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、前項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に対しても授与する。

第2章 修士の学位
(修士論文の提出)
第7条 修士の学位論文（以下「修士論文」という。）は、指導教員の承認と指導の下に作成、提出するものとする。
2 修士論文を提出しうる者は、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込

みのある者で、かつ、外国語の学力等に関する検定に合格した者とする。ただし、研究科委員会が認めたときは、外国語の学力等に関する検定を免除することができる。

3 修士論文は、指導教員を通じて研究科委員会に提出しなければならない。

4 修士論文提出の期限は、研究科内規に定める。

(修士論文の審査)

第8条 修士論文の審査は、当該研究科委員会の定める審査委員によってこれを行う。

2 修士論文の審査は、その論文に関連ある博士前期課程（修士課程）担当教員3名以上をもってあて、そのうち1名が主査を務める。ただし、必要があるときは、他の審査委員（本学他研究科教員、他大学教員等学外審査委員を含む）を加えることができる。

(最終試験)

第9条 修士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって前条の審査委員が修士論文を中心として口頭又は筆答試問によって行う。ただし、必要により関連のある科目について行うこともある。

(修士論文合格基準)

第10条 修士論文は、当該専攻の学問分野における精深な学識と研究能力を有すると認めた者をもって合格とする。

(審査の時期)

第11条 修士論文の審査及び最終試験の時期は、研究科内規に定める。

(可否の決定)

第12条 審査委員は、論文審査及び最終試験が終了したときは、審査及び試験の結果に学位授与の可否についての意見を添えて研究科委員会に報告しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の審査報告に基づき、論文の審査及び最終試験の可否を議決しなければならない。

3 前項の議決には、研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し、その過半数の同意を要する。

(学位の授与)

第13条 研究科委員会は、可否の議決結果に意見を付し、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。

2 学長は、前項の可否の議決結果報告に基づき、修士の学位を授与する。

第3章 博士の学位

第1節 課程修了による学位

(博士論文の提出)

第14条 博士の学位論文（以下「博士論文」という。）は、指導教員の承認と指導の下に作成、提出するものとする。

2 博士論文を提出しうる者は、既に所定の単位を修得した者又は論文審査終了までに修得する見込みのある者で、かつ外国語の学力等に関する検定に合格した者とする。

3 博士論文は、指導教員を通じて研究科委員会に提出しなければならない。

4 博士論文提出の期限は、研究科内規に定める。

5 博士論文を提出し得る期間は、大学院学則第18条に規定する最長在学年数を超えることができない。この場合において、博士論文は在学中に提出するものとする。

(博士論文の審査)

第15条 博士論文の審査は、当該研究科委員会の定める審査委員によってこれを行う。

2 博士論文の審査は、その論文に関連ある博士後期課程担当教員3名以上をもってあて、そのうち1名が主査を務める。ただし、必要があるときは、他の審査委員（本学他研究科教員、他大学教員等学外審査委員を含む）を加えることができる。

(最終試験)

第16条 博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって前条の審査委員が博士論文を中心として口頭又は筆答試問によって行う。ただし、必要により関連ある科目について行うこともある。

(博士論文合格基準)

第17条 博士の学位論文は、当該専攻の学問分野における独創的研究によって、従来の学術水準に新

しい知見を加えるとともに専攻分野に関して研究を指導する能力があると認めた者をもって合格とする。

(審査の時期)

第18条 博士論文の審査及び最終試験の時期は、研究科内規に定める。

(可否の決定)

第19条 審査委員は、論文審査及び最終試験が終了したときは、論文内容の要旨、審査結果の要旨及び試験の結果に学位授与の可否についての意見を添えて、研究科委員会に報告しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の審査報告に基づき、論文の審査及び最終試験の可否を議決しなければならない。

3 前項の議決には、研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の同意を要する。

(学位の授与)

第20条 研究科委員会は、可否の議決結果に意見を付し、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。

2 学長は、前項の可否の議決結果報告に基づき、博士の学位を授与する。

第2節 論文提出による学位

(論文提出による学位の授与)

第21条 研究科委員会が第5条第2項の規定に該当する者と確認したときは、意見を付し大学院委員会の議を経て、学長に報告する。

2 学長は、前項の報告に基づき、博士の学位を授与する。

(学位申請手続)

第22条 前条の規定により学位を申請する者は、学位申請書に博士論文、論文要旨、履歴書、論文目録及び別に定める審査手数料を添えて研究科委員会を通じて学長に提出しなければならない。

2 前項により提出する論文には参考として他の論文を添付することができる。

(学位申請論文の受理)

第24条 学位申請論文は、研究科委員会の決定によりこれを受理する。

2 一旦受理した博士論文及び審査手数料は、これを返還しない。

(学力の確認)

第25条 第21条により博士論文を受理したときは、当該申請者について、その専攻学術に関する学力の確認及び外国語の学力等に関する検定を行ったうえで審査に附する。ただし、研究科委員会が業績、経歴等により学力の確認を行いうると認めたときは、検定の全部又は一部を免除することができる。

2 専攻学術及び外国語に関する学力の確認は、博士課程所定の単位を修得した者と同等以上の学力の有無を口頭又は筆答試問によって行う。

3 本条に規定する学力確認の方法は、研究科委員会が定める。

(博士論文の審査方法)

第27条 第21条による学位申請者の博士論文の審査試問及び判定等については、第15条、第16条、第17条及び第19条の規定を準用する。

2 博士論文の審査試問は、第25条に規定する学力の確認を行った後1ヵ年以内に終了するものとする。ただし、研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査手数料)

第28条 第7条、第14条又は第21条の規定により博士論文を提出して審査を申請する者は、審査手数料を納付しなければならない。ただし、審査手数料は別表2に定める。

第3節 学位論文の公表

(学位論文要旨等の公表)

第29条 本大学において、博士の学位を授与したときは、その学位を授与した日から3ヵ月以内にその学位論文の内容の要旨及び審査の要旨について、インターネットの利用による公表（以下「ネット公表」という。）を行う。

(学位授与の報告)

第30条 本大学において、博士の学位を授与したときは、大学は学位を授与した日から1ヵ月以内に授与した者の氏名、論文の審査要旨、最終試験の成績その他必要事項を文部科学大臣に報告するも

のとする。

(学位論文の公表)

第31条 本大学において、博士の学位を授与された者は、1ヵ年以内にその論文を「近畿大学審査学位論文」と明記して、ネット公表しなければならない。ただし、学位の授与される前にすでにネット公表されているときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該論文の全文に代えて内容を要約したものをネット公表することについて、本大学に承認を求めることができる。なお、本大学は、要約によるネット公表について承認を行ったときは、当該論文の全文を求めに応じ閲覧に供するものとする。

第4章 雑則

(学位の取消)

第32条 本大学において、学士、修士又は博士の学位の授与を受けたものに、次の事実があった場合、当該学部教授会、研究科委員会及び大学院委員会は、その内容を審議し意見を付して学長に報告するものとする。

(1) 不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚辱する行為があったとき。

2 前項の学部教授会、研究科委員会及び大学院委員会の議決は、それぞれ構成員の3分の2以上が出席し、無記名投票によりその3分の2以上の同意を要する。

3 学長は、第1項の報告に基づき、学位の授与を取消し、学位記を返付せしめ、かつその旨公表する。

(学位の名称)

第33条 本学から学位を授与された者が、学位の名称を使用する場合は、次のように本大学名を附記するものとする。

修士(〇〇)(近畿大学) 博士(〇〇)(近畿大学)

(学位論文の保存)

第34条 審査を終了した学位論文の1部(1通)は、本大学図書館に保存する。

(学位記の様式等)

第35条 学位記の様式及び学位の申請に必要な書類の様式は、別紙のとおりとする。

別表1

博士前期(修士)課程・博士後期・博士課程・専門職学位課程修了に要する単位数

研究科・専攻	博士前期・修士課程		博士後期課程		博士課程
法学研究科 法律学専攻	専修科目	8単位	専修科目	16単位	
	研究倫理	1単位	研究倫理	1単位	
	専修科目以外の科目	23単位以上	専修科目以外の科目	3単位以上	
	合計	32単位以上	合計	20単位以上	
商学研究科 商学専攻	専修科目	10単位	専修科目	16単位	
	専修科目以外の科目	20単位以上	合計	16単位以上	
	合計	30単位以上			
経済学研究科 経済学専攻	専修科目	10単位	専修科目	16単位	
	専修科目以外の科目	20単位以上	専修科目以外の科目	4単位以上	
	合計	30単位以上	合計	20単位以上	
総合理工学研究科 理学専攻 物質系工学専攻 メカニクス系工学専攻 エレクトロニクス系工学専攻 環境系工学専攻 建築デザイン専攻 東大阪モノづくり専攻	専修科目	2単位	専修科目	8単位	
	特別研究	12単位			
	専修科目以外の科目	16単位以上	専修科目以外の科目	2単位以上	
	合計	30単位以上	合計	10単位以上	
	専修科目	2単位	専修科目	10単位	
	特別研究	16単位	演習科目	8単位	
	特別演習	4単位			
	専修科目以外の科目	14単位以上	専修科目以外の科目	2単位以上	
	合計	36単位以上	合計	20単位以上	

薬学研究科 薬科学専攻 (博士前期課程) (博士後期課程) 薬学専攻 (博士課程)	専修科目 20単位 専修科目以外の科目 10単位以上 合計 30単位以上	専修科目 18単位 専修科目以外の科目 11単位以上 合計 29単位以上	臨床薬学コース 専修科目 20単位 専修科目以外の科目 16単位以上 合計 36単位以上 医療生命薬学コース 専修科目 20単位 専修科目以外の科目 16単位以上 合計 36単位以上 がん専門薬剤師養成コース 専修科目 10単位 専修科目以外の科目 26単位以上 合計 36単位以上
総合文化研究科 日本文学専攻 英語英米文学専攻 文化・社会学専攻 心理学専攻	専修科目 8単位 専修科目以外の科目 22単位以上 合計 30単位以上		
農学研究科 農業生産科学専攻 水産学専攻 応用生命化学専攻 環境管理学専攻 バイオサイエンス専攻	専修科目18単位以上と専修科目以外の科目とを合わせて 合計 30単位以上	専修科目 18単位 専修科目以外の科目 4単位以上 合計 22単位以上	
生物理工学研究科 生物工学専攻 生体システム工学専攻	専修科目 4単位 特別研究及び必修科目 18単位 専修科目以外の科目 8単位以上 合計 30単位以上 専修科目 4単位 特別研究及び必修科目 18単位 専修科目以外の科目 8単位以上 合計 30単位以上	専修科目 6単位 合計 6単位以上 専修科目 6単位 専修科目に関連する 2単位 特別演習科目 合計 8単位以上	
システム工学研究科 システム工学専攻	専修科目 2単位 特別研究 12単位 専修科目以外の科目 16単位以上 合計 30単位以上	専修科目 6単位 専修科目以外の科目 4単位以上 合計 10単位以上	
産業理工学研究科 産業理工学専攻	専修科目 2単位 特別研究 12単位 セミナー 4単位 専修科目以外の科目 基礎共通科目 4単位以上 関連科目 8単位以上 合計 30単位以上	専修科目 4単位 専修科目に関連する 6単位 演習科目 合計 10単位以上	
医学研究科 医学系専攻			専修科目 24単位以上 選択科目から 6単位以上 合計 30単位以上
実学社会起業イノベーション 学位プログラム	特別研究及び必修科目 38単位 選択必修科目 2単位以上 合計 40単位以上		

別表 2

種類	区分	研究科名	審査手数料
博士学位	課程修了者の学位申請	法学 商学 経済学 総合理工学 薬学 農学 生物理工学 システム工学 産業理工学	無料
		医学	50,000円
	論文提出による者の学位申請	法学 商学 経済学 総合理工学 薬学 農学 生物理工学 システム工学 産業理工学	(1) 本学園の専任教職員の場合：50,000円 (2) 上記(1)以外の場合：200,000円
		医学	(1) 本学園の専任教職員の場合：100,000円 (2) 大学院医学特別研究生：250,000円

I 大学院の学習について

1. 履修方法・授業科目・担当教員・主要講義項目・研究内容

(1) 法学研究科 法律学専攻 博士前期課程

《履修方法》

- 1. 原則として2年以上在学し、選択必修の授業科目の中から選定した1科目につき講義A・Bの4単位、演習A・Bの4単位（これをその学生の専修科目とし、この担当者を指導教員とする。）及び研究倫理1単位を必修とし、さらに専修科目以外の授業科目の中から講義24単位以上（研究倫理1単位を含む）、合計32単位以上を修得しなければならない。
- 2. 指導教員が必要と認めたとき、学生は所定の単位数以外にその指示する授業科目（講義）をも履修しなければならない。
- 3. 指導教員がとくに必要と認めたとき、本学大学院他研究科・専攻の授業科目（講義）を8単位まで履修させることができ、その修得単位は、4単位を限度として第1項に定める専修科目以外の授業科目の単位数に充当することができる。

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択必修	選択
民法特論ⅠA		2	
民法特論ⅠB		2	
民法特論ⅡA		2	
民法特論ⅡB		2	
民法特論ⅢA		2	
民法特論ⅢB		2	
民法特論ⅣA		2	
民法特論ⅣB		2	
商法特論ⅠA		2	
商法特論ⅠB		2	
商法特論ⅡA		2	
商法特論ⅡB		2	
商法特論ⅢA		2	
商法特論ⅢB		2	
知的財産法特論ⅠA		2	
知的財産法特論ⅠB		2	
知的財産法特論ⅡA			2
知的財産法特論ⅡB			2
民事訴訟法特論ⅠA		2	
民事訴訟法特論ⅠB		2	
憲法特論ⅠA			2
憲法特論ⅠB			2

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択必修	選択
憲法特論ⅡA		2	
憲法特論ⅡB		2	
憲法特論ⅢA		2	
憲法特論ⅢB		2	
行政法特論A		2	
行政法特論B		2	
租税法特論A		2	
租税法特論B		2	
刑事法特論ⅠA		2	
刑事法特論ⅠB		2	
刑事法特論ⅡA		2	
刑事法特論ⅡB		2	
刑事手続法特論A		2	
刑事手続法特論B		2	
社会保障法特論A		2	
社会保障法特論B		2	
産業保健法特論A		2	
産業保健法特論B		2	
国際私法特論A		2	
国際私法特論B		2	
英米法特論A		2	
英米法特論B		2	

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択 必修	選択
政治学特論 A		2	
政治学特論 B		2	
行政学特論 A		2	
行政学特論 B		2	
国際政治学特論 A			2
国際政治学特論 B			2
公共政策特論 A		2	
公共政策特論 B		2	
外国法文化特論（英語） A			2
外国法文化特論（英語） B			2
外国法文化特論（独語） A			2
外国法文化特論（独語） B			2
外国文献研究（アメリカ法）			2
外国文献研究（イギリス法）			2
外国文献研究（ドイツ法）			2
外国文献研究（フランス法）			2
法人税法研究			2
所得税法研究			2
相続税法研究			2

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択 必修	選択
消費税法研究			2
不動産登記法研究			2
商業登記法研究			2
特別講義 I			2
特別講義 II			2
特別講義 III			2
特別講義 IV			2
公法の基礎			2
民事法の基礎			2
刑事法の基礎			2
研究倫理	1		
リーガル・リサーチ			1
法解釈学方法論			2
法史学方法論			2
比較法学方法論			2
法学・政治学の哲学的基礎			2
政治学方法論			2
演習 A	2		
演習 B	2		

《授業科目・担当教員・主要講義項目》

法学研究科 法律学専攻

「博士前期課程授業計画」を参照してください。

※ 近畿大学ホームページのシラバス検索（授業計画）にて参照できます。

<https://www.kindai.ac.jp/for-students/syllabus/>

(2) 法学研究科 法律学専攻 博士後期課程

《履修方法》

- 原則として3年以上在学し、選択必修の授業科目の中から選定した1科目につき講義A・Bの4単位、演習ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB・ⅢA・ⅢBの12単位（これをその学生の専修科目とし、この担当者を指導教員とする。）及び研究倫理1単位を必修とし、さらに専修科目以外の授業科目の中から講義4単位以上（研究倫理1単位必修を含む）、合計20単位以上を修得し、指導教員による研究指導を受けなければならない。
- 指導教員が必要と認めたとき、学生は所定の単位数以外にその指示する授業科目（講義）をも履修しなければならない。

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択必修	選択
民法特殊研究ⅠA		2	
民法特殊研究ⅠB		2	
民法特殊研究ⅡA		2	
民法特殊研究ⅡB		2	
民法特殊研究ⅢA		2	
民法特殊研究ⅢB		2	
民法特殊研究ⅣA		2	
民法特殊研究ⅣB		2	
商法特殊研究ⅠA		2	
商法特殊研究ⅠB		2	
商法特殊研究ⅡA		2	
商法特殊研究ⅡB		2	
商法特殊研究ⅢA		2	
商法特殊研究ⅢB		2	
知的財産法特殊研究ⅠA		2	
知的財産法特殊研究ⅠB		2	
知的財産法特殊研究ⅡA			2
知的財産法特殊研究ⅡB			2
民事訴訟法特殊研究ⅠA		2	
民事訴訟法特殊研究ⅠB		2	
憲法特殊研究ⅠA			2
憲法特殊研究ⅠB			2
憲法特殊研究ⅡA		2	

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択必修	選択
憲法特殊研究ⅡB		2	
憲法特殊研究ⅢA		2	
憲法特殊研究ⅢB		2	
行政法特殊研究A		2	
行政法特殊研究B		2	
租税法特殊研究A		2	
租税法特殊研究B		2	
刑事法特殊研究ⅠA		2	
刑事法特殊研究ⅠB		2	
刑事法特殊研究ⅡA		2	
刑事法特殊研究ⅡB		2	
刑事手続法特殊研究A		2	
刑事手続法特殊研究B		2	
社会保障法特殊研究A		2	
社会保障法特殊研究B		2	
産業保健法特殊研究A		2	
産業保健法特殊研究B		2	
国際私法特殊研究A		2	
国際私法特殊研究B		2	
英米法特殊研究A		2	
英米法特殊研究B		2	
政治学特殊研究A		2	
政治学特殊研究B		2	

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択 必修	選択
行政学特殊研究 A		2	
行政学特殊研究 B		2	
公共政策特殊研究 A		2	
公共政策特殊研究 B		2	
研究倫理	1		
リーガル・リサーチ			1
法解釈学方法論			2
法史学方法論			2
比較法学方法論			2
政治学方法論			2

授 業 科 目	単 位 数		
	必修	選択 必修	選択
特別講義 I			2
特別講義 II			2
大学の授業設計と実践方法			2
ジョブ型研究インターンシップ			2
演習 I A	2		
演習 I B	2		
演習 II A	2		
演習 II B	2		
演習 III A	2		
演習 III B	2		

《授業科目・担当教員・主要講義項目》

法学研究科 法律学専攻

「博士後期課程授業計画」を参照してください。

※ 近畿大学ホームページのシラバス検索（授業計画）にて参照できます。

<https://www.kindai.ac.jp/for-students/syllabus/>

2. 学位取得・課程修了に至るまでの指導の方法について

法学や政治学に関する専門的な知識や考え方を涵養するために、法学および政治学に関する基幹的な授業科目を選択必修科目として配置しています。そして、各学生が個別の研究テーマに対応する授業科目やそれに関連する他分野の授業科目を履修することで、専門的な能力のほかに裾野の広い学識と一般的な教養を獲得できるようにしています。

研究指導については、以下のような研究指導計画に基づいて、各学生の専修科目を担当する指導教員が中心になって、個別の研究テーマに関する学位論文の指導のほか、各学生が履修すべき専門的な授業科目や他分野の授業科目、さらには研究テーマに関連する他専攻の授業科目の履修について指導します。

博士前期課程研究指導計画

【1年次】

- (1) 年度初めのガイダンスにおいて、研究科長等は、大学院における研究のあり方、カリキュラムや研究指導の方法、ならびに修士論文の作成方法および審査基準等について説明をする。
- (2) 指導教員は、学生の研究テーマを確認し、これについての研究を深めさせるとともに、総合的な研究が可能となるように、当該テーマと関連する授業科目の履修について助言をし、履修科目の届出に対して承認を与える。
- (3) 指導教員は、学生の研究の進捗状況に応じて、修士論文のテーマの選定についての指導を適宜に行い、遅くとも年内を目途にそのテーマを決定させる。
- (4) 指導教員は、確定した修士論文のテーマに基づき、修士論文の作成を指導する体制を整える。その際、場合によれば関連科目の担当教員の助言または指導を受けることができるように配慮する。

【2年次】

- (1) 指導教員は、学生の1年次の成績など学修の成果を確認し、2年次の授業科目の履修について助言をし、履修科目の届出に対して承認を与える。
- (2) 確定した修士論文のテーマに関して、指導教員は、具体的な「研究指導計画書」の提出を求め、個別具体的な指導の徹底を図る。
- (3) 授業科目である「演習」または他の教員も参加する「中間報告会」等において、修士論文の中間報告をさせ、指導教員は、修士論文の内容について指導をするとともに、論文作成の進捗状況を確認する。
- (4) 修士論文の提出までに、指導教員は、場合によれば関連科目の担当教員とともに、修士論文の内容について最終的な指導をする。
- (5) 修士論文提出後、修士論文に関する口頭試問を行い、大学院法学研究科委員会にてその可否を決定する。

博士後期課程研究指導計画

【1年次】

- (1) 年度初めのガイダンスにおいて、研究科長等は、カリキュラムや研究指導の方法、ならびに博士論文の作成方法および審査基準等について説明をする。
- (2) 指導教員は、学生が作成した「研究指導計画書」に基づき、その研究テーマが適切であるか、その研究計画が3年間で博士論文の作成を無理なく可能とするものであるかなどについて指導をする。
- (3) 指導教員は、研究テーマと関連する授業科目の履修について助言を与える。
- (4) 指導教員または他の研究科担当教員（以下、指導教員等という。）は、研究者としての自立を促すことや最先端の研究活動に参画することを目的に、研究テーマに関連する学会への入会について助言をする。

【2年次～3年次】

- (1) 指導教員は、学生から研究の進捗状況について適宜に報告させ、研究内容や方法論上の課題や問題点について助言をし、かつ博士論文提出までの研究計画について修正を促す。
- (2) 指導教員等は、学生の研究の進捗状況に応じて、その研究成果の一部を、学内の教員研究会や学外の学会または研究会で報告をすることや、学内の紀要や学会誌等に掲載することについて、その助言と指導をする。

また、大学院法学研究科博士後期課程修了後にも研究の継続を可能にする状況を確保するために、日本学術振興会特別研究員の申請などの助言をする。

- (3) 3年次において、指導教員だけでなく他の教員も参加する「中間報告会」または学内の教員研究会において、博士論文の中間報告をする。
- (4) 博士論文の提出に際して、指導教員等は、博士論文の内容について最終的な指導をする。
- (5) 博士論文提出後、博士論文に関する口頭試問を行い、大学院法学研究科委員会にてその可否を決定する。

3. 授業時間について

授業は年間を通じて午前9時から午後6時15分までの間に授業時間表により90分単位で行われます。ただし演習・研究実験については時間表以外に行われることもあります。

4. 履修登録について

- (1) 所属の研究科専攻に開設されている科目の履修の選定にあたっては、指導教員の指示を受けなければなりません。
(学則第11条)
- (2) 定められた履修登録期間内に所定の履修登録手続きを行ってください。

5. 履修科目の単位認定について

履修科目の単位認定は、試験によって各担当者が行います。試験は前期末または学年末に実施されます。ただし科目または担当者によっては研究報告または平常の成果をもって試験に代えることもあります。(学則第15条)

6. 成績について

成績は100点満点で60点以上を合格とし、所定の単位が与えられます。合格点を得た科目を再度受験することは許されません。成績の評価は、優(100点～80点)、良(79点～70点)、可(69点～60点)、不可(59点以下)となっています。(学則第16条)

7. 課程の修了について

- (1) 博士前期課程において2年以上在学し、法学研究科において定められた単位数(学位規程別表1参照)を修得した者または論文審査終了までに取得する見込のある者で、かつ外国語の学力等に関する検定に合格した者に対しては、修士論文の提出資格が与えられ、提出した論文の審査および最終試験に合格すれば、修士の学位が授与され、「博士前期課程修了」ということになります。
ただし、上記の場合において、当該博士課程の前期課程または修士課程の目的に応じ、適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができます。(学則第17条、学位規程第4条、第9条、第10条、第11条、第13条)
- (2) 博士後期課程において3年以上在学し、法学研究科において定められた単位数(学位規程別表1参照)を修得した者または論文審査終了までに修得する見込のある者で、かつ外国語の学力等に関する検定に合格した者に対しては、課程修了による博士論文の提出資格が与えられ、提出した論文の審査および最終試験に合格すれば、課程修了による博士の学位が授与され、「博士後期課程修了」ということになります。(学則第17条、学位規程第4条、第16条、第17条、第20条)

(注) 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得しただけでは修了とはならず、「博士後期課程の所定の単位を修得し退学」、いわゆる「満期退学」ということになり、単位修得証明書が交付されます。
(学則第17条)

Ⅱ 博士前期課程より博士後期課程に進む場合について

博士前期課程より博士後期課程に進む場合は、学位規程別表 1 に記載された修士論文提出に必要な単位数を修得し、進学試験に合格しなければなりません。

本学においては、博士前期課程に 2 年以上在学し、所定の単位数を修得した者に対しては修士論文の提出を求め、修士として前期課程を修了するように指導している関係で、博士後期課程に進む者は必ず修士の学位をもっているということになります。この場合は、博士後期課程の進学試験に合格しなければなりません。(学則第 36 条、第 37 条)

Ⅲ 学籍関係の概略

1. 学籍番号

入学手続を完了した者に対しては学籍番号が決められ、学生証に記載されます。この番号は学生として登録されたことを表し、受験または各種証明書交付願等の場合、必ず研究科、専攻、氏名と共に、この学籍番号を記入しなければなりません。

2. 身上異動届について

本籍、現住所、姓名等で身上に変更事項のあった場合は、速やかに届け出る必要があります。特に在学中における現住所については、届け出を正確にしなければ緊急連絡のある場合、思わぬ不利を招くことになりますから注意してください。

3. 退学・休学・再入学・除籍・復学について

- (1) 病気その他やむを得ない理由で退学する場合、または休学する場合は、学生証を添付して各学部学生センターに届け出なければなりません。(所定の用紙は各学部学生センターで交付)(学則第 39 条・第 40 条・第 41 条)
- (2) 退学したものが、再び学業を続けようとする場合は、各学部学生センターに出願して研究科委員会の議を経れば再入学が許可されます。ただし、退学の日より長期にわたる場合は試験を実施し、その上で許可する場合があります。また学年の始めでないと許可されません。(詳細は各学部学生センターに照会)(学則第 42 条)
- (3) 学費を期限までに納入しない場合は、学則の定めるところにより除籍され、学生の身分を失うことになります。(学則第 41 条の 2、第 46 条)
- (4) 復学する場合は、所定の「復学願」を各学部学生センターに提出しなければなりません。病気を理由として休学した場合は、診断書の提出が必要です。(所定の用紙は各学部学生センターで交付)

Ⅳ 学位論文の作成について

1. 修士・博士の論文および論文内容の要旨は各研究科によって様式が定められていますから、指導教員の指示を受け様式に従って作成しなければ受理できません。
2. 修士または博士論文審査および最終試験受験申請書は、必要事項を記入のうえ、必要添付書類とともに定められた期日までに指導教員に提出しなければなりません。
3. 学位論文の審査の基準は、次に定めるとおりです。

法学研究科の学位論文審査基準

【修士論文】

1. 審査体制

修士論文の審査では、近畿大学学位規程第 8 条(修士論文の審査)に従って、博士前期課程の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもって、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員(本学他研究科修士課程・博士前期課程、さらに他大学大学院の修士課程・博士前期課程において指導教員の資格を有する者を含む)を副主査として加えることができる。

なお、原則として、修士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。ただし、論文審査において支障をきたす場合は、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性を担保した上で、指導教員が主査になることが認められる。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第7条（修士論文の提出）の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第10条（修士論文合格基準）を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 問題設定の明確性・新規性
- (2) 先行研究（判例を含む）の網羅性・妥当性
- (3) 分析力と論述の論理的整合性
- (4) 結論の妥当性
- (5) 論文の体裁

4. 評価方法と判定

- (1) 全ての審査委員が、別表の修士論文評価基準表に基づいて各評価項目（各評価項目の比重割合：(1)20%、(2)20%、(3)20%、(4)20%、(5)20%）を、5～25点で評価する。
- (2) 当該修士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第9条（最終試験）及び同規程第12条（可否の決定）に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が総合計点の60%以上の得点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、同規程第12条（可否の決定）に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、同規程第13条（学位の授与）に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、修士の学位を授与する。

【博士論文（課程修了）】

1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第15条（博士論文の審査）に従って、博士後期課程の指導教員の資格を有する者のうち3名以上をもって、そのうち1名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員（本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において、指導教員の資格を有する者を含む）を副主査として加えることができる。

なお、原則として、博士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第14条（博士論文の提出）の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第17条（博士論文合格基準）を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 問題設定の新規性・独創性
- (2) 先行研究把握の適切性・評価の妥当性
- (3) 分析力および論述の論理的整合性
- (4) 結論の妥当性・貢献度

4. 評価方法と判定

- (1) 全ての審査委員が、別表の博士論文評価基準表に基づいて各評価項目（各評価項目の比重割合：(1)25%、(2)25%、(3)25%、(4)25%）を、4～20点で評価する。
- (2) 当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第16条（最終試験）及び同規程第19条（可否の決定）に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が総合計点の60%以上の得点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、同規程第19条（可否の決定）に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、同規程第20条（学位の授与）に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

【博士論文（論文提出）】

1. 審査体制

博士論文の審査では、近畿大学学位規程第 15 条（博士論文の審査）に従って、博士後期課程の指導教員の資格を有する者のうち 3 名以上をもってあて、そのうち 1 名を主査とし、残りを副主査とする。ただし、必要があるときには、他の審査委員（本学他研究科の博士課程・博士後期課程、さらに他大学大学院の博士課程・博士後期課程において指導教員の資格を有する者を含む）を副主査として加えることができる。

なお、原則として、博士論文を提出した者の指導教員は主査になることができないこととする。

2. 資格要件

審査対象論文は、近畿大学学位規程第 22 条（学位申請手続）の要件を満たすものとする。

3. 評価項目

近畿大学学位規程第 17 条（博士論文合格基準）を踏まえ、以下に論文審査の評価項目を定める。

- (1) 問題設定の新規性・独創性
- (2) 先行研究把握の適切性・評価の妥当性
- (3) 分析力および論述の論理的整合性
- (4) 結論の妥当性・貢献度

4. 評価方法と判定

- (1) 全ての審査委員が、別表の博士論文評価基準表に基づいて各評価項目（各評価項目の比重割合：(1)25%、(2)25%、(3)25%、(4)25%）を、4～20 点で評価する。
- (2) 当該博士論文の審査委員の主査は、近畿大学学位規程第 25 条（学力の確認）及び同規程第 27 条（博士論文の審査方法）に基づき、論文審査と最終試験の審査において、評価点数が総合計点の 60%以上の得点をもって学位授与を可として、研究科委員会に学位授与の可否を報告する。研究科委員会は、同規程第 27 条（博士論文の審査方法）に則って、学位論文の審査と最終試験の可否を決定する。続いて、同規程第 21 条（論文提出による学位の授与）に従って、研究科委員会は、可否の議決に意見を付して、大学院委員会の議を経て、学長に報告する。学長は、大学院委員会の可否の議決結果に基づき、博士の学位を授与する。

別表

[修士論文評価基準表]

評価項目/点数	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
(1) 問題設定の明確性・新規性	問題設定は明確で検証可能性が高いだけでなく、新規性も確認できる。	問題設定は明確で検証可能性も高いが、新規性に欠ける。	問題設定はある程度明確で検証可能性もあるが、当該論文において十分な検証が可能とはいえない。	問題設定はある程度明確だが、当該論文において検証できる内容とはいえない。	問題設定が不明瞭であり、当該論文によって何を明らかにしたいかが判然としない。
(2) 先行研究（判例を含む）の網羅性・妥当性	国内の先行研究を把握し、それを適切に整理して正確に説明できているだけでなく、国外の先行研究についても把握している。	国外の先行研究については十分にフォローできていないが、国内の先行研究は把握できている、それを適切に整理し正確に説明できている。	国外の先行研究についてフォローできておらず、国内の先行研究は一定程度把握できているものの、その整理が不十分である。	国外の先行研究についてフォローできておらず、国内の先行研究の把握も不十分である。	国内外の先行研究の把握がほとんどできていない。
(3) 分析力と論述の論理的整合性	資料等の分析と、分析結果に対する適切な解釈がなされており、論理的な整合性をもった議論展開ができている。	資料等の分析は十分になされており、分析結果の解釈も適切であるが、議論の論理的展開にやや難がある。	概ね資料等の分析はなされているが、分析結果と論述内容に齟齬が生じている。	資料等の分析はなされているが不十分であり、論理的整合性をもった論述もなされていない。	資料等の分析も、論理的整合性をもった論述も、ほとんどなされていない。
(4) 結論の妥当性	結論の示唆する内容も、問題設定と結論との関係も、明確に記され、説得力をもった論述がなされており、またその主張には新規性が認められる。	結論の示唆する内容も、問題設定と結論との関係も、明確に記され、結論の説得力も十分にあるが、新規性に欠ける。	結論の示唆する内容も、問題設定と結論との関係も、ある程度明確に記されているが、結論の説得力に欠けることがある。	結論の示唆する内容はある程度明確だが、問題設定と結論との関係がやや不明瞭である。	結論の示唆する内容も、問題設定と結論との関係も不明瞭である。
(5) 論文の体裁	論文の構成、文章表現等および文献の引用方法等において、論文としての体裁は十分に適切である。	論文の構成、文章表現等および文献の引用方法等において、論文としての体裁はおおむね適切である。	論文の構成、文章表現等、文献の引用方法等のいずれかに問題があり、論文の体裁は適切とはいえない。	論文の構成、文章表現等および文献の引用方法等において、論文としての体裁は適切とはいえない。	論文の構成、文章表現等および文献の引用方法等において、論文としての体裁をなしていない。

[博士論文評価基準表]

博士論文としての適切な体裁が整えられており、公正な研究であることを前提として、次の4項目について評価する。

評価項目/点数	5 点	3 点	1 点
(1) 問題設定の新規性・独創性	問題設定は明確で検証可能性が高く新規性・独創性がともに認められ、学界における学説動向に影響を与え得るものである。	問題設定は明確で検証可能性が高いだけでなく、新規性も認められる。	問題設定はある程度明確になっており検証可能性もあるが、研究の意義を十分に説明できていない。
(2) 先行研究把握の適切性・評価の妥当性	国内外の先行研究について、網羅的に把握し適切に整理した上で正確に説明・評価できている、それらを国際的な学界動向の中に位置づけることもできている。	国内の先行研究は網羅的に把握し適切に整理した上で正確に説明・評価できている、国外の先行研究についても一定程度把握できている。	国内の先行研究は一定程度把握できているに留まり、国外の先行研究についてのフォローも不十分である。
(3) 分析力および論述の論理的整合性	資料等の分析結果に対する適切な解釈がなされており、問題設定から分析そしてその帰結に至るまで論理的な整合性をもった議論展開がなされ、学界における学説動向に当研究の成果を位置づけることができる。	資料等の分析結果に対する適切な解釈がなされており、問題設定から分析そしてその帰結に至るまで論理的な整合性をもった議論展開ができている。	適切な方法論に基づいて概ね資料等の分析はなされているが、分析結果と論述内容に齟齬が生じている。
(4) 結論の妥当性・貢献度	問題設定と結論との関係が明確に記され、結論の示唆する内容の説得力は十分にあり、学術的価値が認められるとともに、学界における学説動向への影響も期待できる。	問題設定と結論との関係が明確に記され、結論の示唆する内容の説得力は十分にある。	結論の示唆する内容はある程度明確だが、問題設定と結論との関係がやや不明瞭である。

V 資格取得 教育職員免許状（中学校・高等学校専修）

中学校・高等学校教諭一種免許状をすでに取得しているものが、本学大学院博士前期課程(修士課程)を修了と同時に免許状の授与申請をすれば、中学校・高等学校教諭専修免許状を取得することができます。ただし、中学校教諭専修免許状を取得できるのは、総合理工学研究科・総合文化研究科・農学研究科・生物理工学研究科・システム工学研究科です。（学則第 13・第 14 条）

VI 取得できる教育職員免許状の種類と履修方法（法学研究科博士前期課程）

高等学校教諭一種免許状（公民）の取得資格を有する者は専修免許状を取得することができます。
専修免許状の種類と取得のための授業科目、単位、履修方法は下記のとおりです。

教育職員免許状の種類：高専修免（公民）			
授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
民法特論ⅠA	2	行政法特論A	2
民法特論ⅠB	2	行政法特論B	2
民法特論ⅡA	2	租税法特論A	2
民法特論ⅡB	2	租税法特論B	2
民法特論ⅢA	2	刑事法特論ⅠA	2
民法特論ⅢB	2	刑事法特論ⅠB	2
民法特論ⅣA	2	刑事法特論ⅡA	2
民法特論ⅣB	2	刑事法特論ⅡB	2
商法特論ⅠA	2	刑事手続法特論A	2
商法特論ⅠB	2	刑事手続法特論B	2
商法特論ⅡA	2	社会保障法特論A	2
商法特論ⅡB	2	社会保障法特論B	2
商法特論ⅢA	2	産業保健法特論A	2
商法特論ⅢB	2	産業保健法特論B	2
知的財産法特論ⅠA	2	国際私法特論A	2
知的財産法特論ⅠB	2	国際私法特論B	2
知的財産法特論ⅡA	2	英米法特論A	2
知的財産法特論ⅡB	2	英米法特論B	2
民事訴訟法特論ⅠA	2	政治学特論A	2
民事訴訟法特論ⅠB	2	政治学特論B	2
憲法特論ⅠA	2	行政学特論A	2
憲法特論ⅠB	2	行政学特論B	2
憲法特論ⅡA	2	公共政策特論A	2
憲法特論ⅡB	2	公共政策特論B	2
憲法特論ⅢA	2		
憲法特論ⅢB	2		

※上記授業科目の中から 24 単位以上修得のこと。

Ⅶ 近畿大学大学院研究生規程

昭和52年4月1日

最近改正 平成27年4月1日

(総則)

第1条 近畿大学大学院学則第53条に規定する研究生に関しては、学則のほかこの規程の定めるところによる。

(資格)

第2条 研究生に志願することができる者は、次の各号のいずれかに定める要件を満たす者とする。

(1) 本大学院の博士の学位を得た者

(2) 本大学院の博士後期課程又は博士課程に標準修業年限以上在学したうえで、所定の単位を修得し退学した者

(出願)

第3条 研究生志願者は、大学院研究生志願書に研究内容、期間その他必要事項を記載し、成績証明書、履歴書及び健康診断書を添付して、志願する研究機関の指導教授及び所属長を経て、学長に出願しなければならない。

(許可)

第4条 研究生は、当該研究科長が選考し、学長がこれを許可する。

(研究期間)

第5条 研究の期間は、1年とする。ただし、特別の事情がある場合は、第2条に定める手続を経てこれをさらに2年に限り延長することができる。

(研究費)

第6条 研究を許可された者は、2週間以内に研究費を納付しなければならない。

法学研究科・商学研究科・経済学研究科（年額） 60,000円

総合理工学研究科・薬学研究科・農学研究科・生物理工学研究科

システム工学研究科・産業技術研究科・産業理工学研究科（年額） 120,000円

医学研究科（年額） 200,000円

2 研究の内容により、研究費の一部又は全額を減免することができる。ただし、この場合の申請は、第2条に定める手続と同時にしなければならない。

3 既納の研究費は、返還しない。

(研究許可の取消)

第7条 研究生で、本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、研究の許可を取り消すことがある。

(身分証明書)

第8条 研究生として許可された者には、「身分証明書」を交付する。

(設備の利用)

第9条 研究生は、所属研究科の施設設備のほか図書館その他必要な施設設備を利用することができる。

(学生諸規則の準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究生については、学生に関する諸規則を準用する。

(研究中止)

第11条 疾病その他の事情により、研究の見込みがないと認められる者に対しては、研究科長の申し出により学長において研究の中止を命ずる。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成10年9月28日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

Ⅷ 奨学金・教育ローンについて

経済的な理由で修学の道が閉ざされることがないように、様々な種類の奨学金・教育ローンがあります。奨学金の貸与を希望される方は、「奨学金申込要項 2025」（学生部で配布）を熟読のうえ所定の期日に申し込んでください。

1
日本学生支援機構
(定期採用)

日本学生支援機構（JASSO）の奨学金は、国が実施する貸与型の奨学金制度です。

資格基準 《人物》高度の研究能力を有し、経済的理由により、修学に困難があると認められる人。
 《学力》修士・博士前期課程
 大学等ならびに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。
 博士後期課程及び博士課程
 大学等ならびに大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。

収入所得の上限額の目安

	課 程	給与所得者の場合	給与所得者以外の場合
第一種 授業料後払い制度	修 士 課 程 博士前期課程	299 万円	197 万円
	博士後期課程 医・薬学博士課程	340 万円	223 万円
	修 士 課 程 博士前期課程	536 万円	364 万円
第二種	博士後期課程 医・薬学博士課程	718 万円	503 万円
	修 士 課 程 博士前期課程	284 万円	188 万円
併用 [第一種・第二種 同時貸与]	博士後期課程 医・薬学博士課程	299 万円	197 万円

貸与期間 貸与期間は、採用時から各課程の最短修業の最後までとします。

申込期間 4 月上旬

貸与月額 令和 7 年度採用者用

第一種 貸 与 (無利子) 選択型	課 程	貸与月額
	修 士 課 程 博士前期課程	50,000 円 または 88,000 円
	博士後期課程 医・薬学博士課程	80,000 円 または 122,000 円

第二種 貸 与 (有利子) 選択型	希望する奨学金の月額を次の中から選べます。 50,000 円・80,000 円・100,000 円・130,000 円・ 150,000 円 (貸与途中で月額を変更することもできます)
-----------------------------------	---

授業料後払い制度の貸与額（一種併用不可）

奨学金の内訳	大学院の課程の区分
	修士課程相当
授業料支援金	私立：最大 776,000 円 (1 年間の額。この額を「支援対象授業料」といい、学校が金額を決定します。) に、 保証料相当額を加えた額 ※申込者は支援対象授業料の額を選択することはできません。支援対象授業料の額は、学校が課している授業料の状況（納付済みの授業料や授業料減免等）によって変動することがあります。
生活費奨学金	月額 0 円（利用しない）、2 万円、4 万円から選択

授業料後払い制度は、授業料に充てるために授業料が生じる時期に応じて貸与される「授業料支援金」と、生活費に充てるために毎月貸与される「生活費奨学金」で構成されています。なお、「生活費奨学金」のみの申込みはできません。

授業料後払い制度は、修士課程相当でのみ利用できます。そのため、一貫制博士課程の場合、前期課程でのみ利用できます。

○奨学金の貸与に当たっては、連帯保証人や保証人を選任する「人的保証制度」か、一定の保証料を支払い保証を受ける「機関保証制度」を選択しなければなりません。

○その他、家計急変世帯を対象とした、緊急採用・応急採用制度があります。
奨学金の詳細は次をご参照ください。
独立行政法人 日本学生支援機構ホームページ <https://www.jasso.go.jp/>

※「特に優れた業績による返還免除」制度について
大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部または一部の返還が免除される制度です。貸与終了年度の12月ごろに募集します。

2 近畿大学奨学金 (貸与)	大学独自の貸与型奨学金で年額（一年分）を一括して貸与します。 貸与された奨学金は卒業後に返還します。 申込資格 ・ 本学の定める家計基準を超えない人。 ・ 人物・学業ともに優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な人。 貸与金額 年額 600,000円（無利息） 貸与期間 申込年度限りです。（毎年申込可能） 申込期間 4月上旬 ※採用手続時に連帯保証人2名が必要です。 ※その他、家計急変世帯を対象とした「応急奨学金」、災害に遭われた世帯を対象とした「災害特別奨学金」があります。奨学金の詳細は次をご参照ください。 近畿大学ホームページ https://www.kindai.ac.jp/campus-life/tuition-scholarships/ 交付時期 7月下旬（全キャンパス・一括振込）
3 世耕弘一奨学金 (給付)	大学独自の給付型奨学金で年額（一年分）を一括して給付します。 返還の義務はありません。 申込資格 ・ 本学の定める家計基準を超えない人。 ・ 他の給付奨学金を受給していない者、 もしくは特待生制度等で学費の減免制度の適用を受けていない者。 給付金額 年額 300,000円（一括給付） 申込年度限りです。（毎年申込可能） 申込時期 6月（全キャンパス） ※詳細は各キャンパスで配布する募集要項をご覧ください。 給付時期 9月末（全キャンパス）
4 地方公共 体の奨学金・ 民間育英団	地方公共団体・民間育英団体については、ホームページや奨学金専用掲示板で周知します。 募集期間は、おおむね2月～4月となっています。 これ以外に各都道府県が独自に募集を行う場合もあります。独自で募集を行っている奨学団体については各自が直接奨学団体等に問い合わせください。
5 その他の教育ローン	・ 提携ローン「オリコ学費サポートプラン」 近畿大学が株式会社オリエントコーポレーション（通称オリコ）とローン提携したもので、学費等をオリコが立替払いして大学に納付し、利用者はオリコに分割返済することで一時的な負担を軽減することができます。 ※オリコ学費サポートプランの詳細は次を参照 近畿大学ホームページ https://www.kindai.ac.jp/campus-life/tuition-scholarships/ ・ 国の教育ローン（日本政策金融公庫の教育ローン） 取扱い、ご相談は最寄りの日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協で受け付けています。 （利率：令和7年1月現在で年2.65%「交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円（所得132万円）以内の方 または子ども3人以上※の世帯かつ世帯年収500万円（所得356万円）以内の方は上記利率の▲0.4%（国定金利） ※お申込みいただく方の世帯で扶養しているお子様の人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。

法学研究科履修要項 2025

2025.4 印 刷 発 行

発行者 近畿大学 大学院 法学研究科

編 集 近畿大学 大学院 法学研究科

所 在 地 〒577-8502 東大阪市小若江 3-4-1

電話番号 (06)4307-3041



